平成２６年（フ）第４５８９号
大阪府寝屋川市大利町３番20号、前住所大阪府寝屋川市桜木町４番19号
破産者　永田　和久
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６６１号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目３番８号604
破産者　牟田　徳壽
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２８号
大阪府藤井寺市岡２丁目12番50―903号
破産者　三好　友治
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７３５号
神戸市須磨区清水台１番地の９　アルテピアⅢ番街２―407号
破産者　藤江　泰信
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７号
愛媛県松山市針田町150番地10　四季の杜ミモザ館201号
破産者　河中　速人
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９２号
福岡県久留米市御井町1771番地56
破産者　古澤　直樹
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３１８号
北九州市八幡西区折尾４丁目18番６号　202号
破産者　北九州電設こと　竜口　博一
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４８４号
北九州市小倉南区上吉田３丁目22番27―302号
破産者　角　　厚男
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１８９号
佐賀県佐賀市新郷本町５番17号
破産者　久保　幸子
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４８９号
熊本市南区八分字町2915番地　サンハイツ106、前住所熊本市南区川尻４丁目13番32号
破産者　友添　和義（旧姓松村）
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０５号
茨城県鉾田市大竹1710番地８
破産者　佐藤　佐一
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２１５号
茨城県ひたちなか市大字稲田1434番地７　アプローズカーサＢ棟202号
破産者　岡崎　義浩
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２６２号
相模原市中央区宮下本町２丁目２番４号　修学院フユーグ２―101
破産者　庭田　　高
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１７９号
長野県松本市横田３丁目８番26号
破産者　宮下　新一
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２０号
静岡県伊東市八幡野831番地の２
破産者　太田　祐治
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
愛知県一宮市祐久字十間城２番地、開始決定時の住所愛知県一宮市明地字西七丁原36番地５
破産者　小林美装こと　小林　勝広
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１１５号
愛知県一宮市祐久字十間城２番地、開始決定時の住所愛知県一宮市明地字西七丁原36番地５
破産者　小林　麻紀
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２４８号
愛知県一宮市千秋町加茂字海戸22番地　特別養護老人ホームたんぽぽ加茂の里、住民票上の住所愛知県一宮市木曽川町里小牧字寺東111番地　リンピア里小牧203号
破産者　タイキ紋工こと　野田　繁光
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４６２号
愛知県豊田市井上町２丁目44番地17　ステップＸ101号
破産者　金原　陽一
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係